

令和元年度 第5回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 令和2年1月7日(火) 午前10時から午前11時10分まで
場 所 : 宮城県行政庁舎2階 第二入札室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

令和元年度第5回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。

小林委員からは急遽欠席する旨のご連絡を頂いております。したがって、本日のご出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告申し上げます。それでは江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

江成委員長

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況

資料1, 資料1-A, 資料1-Bに基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ご説明にもありましたように、届出の状況につきましては、前回の委員会以降、新設の届出はございませんでした。変更の届出が3件、既存店の変更が1件ございました。変更の届出にございましたアクロスプラザ古川南、イオンタウン名取につきまして、次回以降審議を行うか、省略するか決めたいと思います。変更の届出は審議区分上報告事項ですけれども、審議が必要というご意見があればお願い致します。

江成委員長

イオンタウン名取の駐車場のNo. 2において、夜間閉鎖するということですが、ここは住居が近いので、なにか苦情等があったのでしょうか。

事務局

苦情等があったとは報告されておりません。設置者側で、以前から防犯上の観点から考慮はされていたようで、今回正式に届出を行うことにしたと聞いております。

本郷委員

イオンタウン名取において、駐車場の夜間閉鎖は問題ないと思うのですが、荷さばきを夜間も行うことにするというので、そちらの方が少し気になります。D地点の騒音予測は、荷さばきが夜間行われるという想定で行われたシミュレーションの結果になっているのでしょうか。要するに、今までの店舗の状況で行った予測結果であると、荷さばきの音が入らない、キュービクルやエアコン、来客車両のみのシミュレーションになってしまいます。荷さばき音も含まれたシミュレーションになっているのでしょうか。

事務局

今回荷さばきを24時間実施にするということで、その条件の下、騒音予測を行っております。

本郷委員

それでしたら対向地で基準を満たすということによろしいかと思えます。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

蒔苗委員

アクロスプラザ古川南の駐車場の台数を減少する変更ですが、従業員用駐車場は元々他にあったのでしょうか。

事務局

新設の届出が平成13年度に受けたものであり、従業員用と来客用が明確に分けられていなかったのですが、指針の必要台数287台に対して届出台数は385台であり、駐車場台数としては多めに確保されております。

蒔苗委員

元々従業員はこちらに停めていたのでしょうか。

事務局

恐らくそのような状況になっていたと思います。

蒔苗委員

実質的には変わらないということですね。

栗原委員

確認なのですが、アクロスプラザ古川南の必要駐車台数は、指針の計算では287台で、変更後も指針よりは駐車台数が確保できているということですね。

事務局

そうです。

江成委員長

他はよろしいでしょうか。

それでは、特に問題があるという意見はございませんでしたので、アクロスプラザ古川南、イオンタウン名取については報告事項ということで進めていただきたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【新設】(仮称) ゆりあげの郷食彩館 (法第5条第1項)

江成委員長

議題(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案につきまして、まず「(仮称) ゆりあげの郷食彩館」の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見ををお願いします。

本郷委員

緑道のそもそもの管理者はどこなのでしょう。

事務局

名取市になります。

本郷委員

先ほどのお話に出た花壇を置くなどの対策は、名取市が了承しないとできないということに

なるのですね。

江成委員長

今の話の関連で、説明の中では緑道に花壇を設置するなどの具体的な話がありましたが、実際に設置されたかは口頭での説明などがあるのでしょうか。具体的な案は出ているものの、設置者側がきちんと受け取っているのかどうかという部分が少し心配です。

事務局

設置者側としては、実際に設置者が花壇等を設置するわけではないので、名取市と相談して考えるという状況になっております。最終的にどう対策をとったかについてはこちらからも確認したいと思います。

江成委員長

設置者側で何かできる対策はないのでしょうか。

事務局

注意喚起の看板の設置などは設置者側が行うのですが、緑道の管理については市になるので、協議していただき、対策を講じてもらうことになります。

江成委員長

名取市にも、県や審議会においてこういった話が出ているということは伝わっているのでしょうか。名取市からの意見のなかにも具体的にありましたよね。

事務局

交通対策等現地調査会に名取市も参加しており、そこで話は出ております。

江成委員長

他にはよろしいでしょうか。

それではご説明のとおり進めていただきます。

ロ **【新設】(仮称)サンデー塩釜店(法第5条第1項)**

江成委員長

続きましてロの(仮称)サンデー塩釜店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見をお願いします。
よろしいでしょうか。それではご説明のとおり進めていただきます。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見書の報告について

イ 【変更】 フレスコキクチ柴田店・ツルハドラッグ柴田船岡店（法第6条第2項）

江成委員長

続きまして、議題（3）の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見書の報告について、フレスコキクチ柴田店・ツルハドラッグ柴田船岡店の意見書について事務局からご報告をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それではこれは県の意見書の報告ということですのでご説明の通りに進めていただくことにいたします。

(4) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

委員の皆様には、1点お諮りしたい事項がございます。

現在、イオンモール利府において、県道8号線を挟んだ向かい側に新棟が立地する計画がございます。

新棟の2階部分と既存のイオンモール利府の店舗敷地が接続されるため、約45,000㎡の増床となり、大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出が提出される予定です。現在、変更の届出に向け、概要書を受けており、内容を審査している状況です。変更の届出は原則審議か報告かをお諮りすることとなっておりますが、今回の増床の届出は、騒音予測・交通量調査を伴う変更であり、周辺環境に与える影響も大きいと考えられますので、審議か報告

かをお諮りせずに、次回以降の委員会で審議する案件として事前に整理してもよろしいかお伺いしたいと思います。

江成委員長

このようなご提案ですけれどもいかがでしょうか。
現在の店舗面積はどのくらいなのでしょう。

事務局

約30,000㎡です。

江成委員長

それに対して45,000㎡の増床ということですから、単純な増床というよりも新しいものを建てるという規模になるのですね。

審議という取り扱いをしていくということでよろしいでしょうか。
それではそのようにお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は3月ということですのでよろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。